

## 出身校等における学校インターンシップ旅費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、仙台市立を除く県内公立学校教員の人材確保に係る県外大学在籍学生のUターン就職の促進を図るため、県外大学生等が宮城県教育委員会が実施する出身校等における学校インターンシップ（以下「学校インターンシップ」という。）に参加するために要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 学校教育法に規定する大学及び専修学校のうち、教職課程を有するものをいう。
- (2) 県外大学生等 宮城県外（以下「県外」という。）に所在する大学等に在学して、教職課程を履修している学生のうち、県外に居住する学生をいう。
- (3) 実施校 仙台市立を除く宮城県内（以下「県内」という。）の公立学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）のうち、学校インターンシップによる受け入れを行う学校をいう。
- (4) 居住地 大学に通学するために居住している場所をいう。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、県外大学生等であって、在学する大学等を通して当該年度に学校インターンシップに参加する者のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者とする。

### (補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

### (補助対象経費及び補助率等)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

- 2 この補助金の交付額は、補助対象経費に別表2に掲げる補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

### (交付申請書)

第6条 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別記様式によるものとし、学校インターンシップ参加年度の3月10日までに県に提出しなければならない。

- 2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 補助対象経費を支払ったことが証明できるもの。
  - (2) 居住地及び大学等の在学を証明できるもの。

#### (交付決定)

第7条 知事は、交付申請書の内容が適当であると認められるときは、補助金の交付決定の内容及び交付すべき補助金の額を当該申請者に通知する。

#### (実績報告)

第8条 第6条に規定する交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

2 前条に規定する補助金の交付決定の通知は、規則第13条の規定による補助金の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

#### (補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第13条の規定により補助金の額の確定後に交付するものとする。

#### (補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し、必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行し、令和7年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

## 別表 1 補助対象事業

補助対象事業	<p>県外大学生等が、学校インターンシップに参加するため居住地と県内の宿泊地又は実施校の間を移動する場合。</p> <p>なお、学校インターンシップ参加のために宿泊施設に宿泊する場合も含む。</p>
--------	---

## 別表 2 補助対象経費及び補助率等

補助対象経費	<p>県外大学生等が、学校インターンシップに参加するため居住地と県内の宿泊地又は実施校の間の移動に要する交通費及び学校インターンシップ参加のために宿泊施設に宿泊する場合にあってはその宿泊費（※）。</p> <p>なお、交通費は、鉄道、飛行機、バス、船舶を利用した場合に限るものとする。</p>
補助率（※）	10 / 10
補助限度額	25,000円 / 人
補助限度回数	同一年度内に1回

※ 原則として、往復にかかる経費を対象とするが、往路のみまたは復路のみの申請も可能とする。

※ 対象となる移動の起点は県外の居住地とし、終点は県内の宿泊地又は実施校とする。なお、対象となる移動は、原則として、同一日における連続する行程によるものとする。

例1 8月31日 県外の居住地 → 実家

9月 1日

実家 → 実施校

⇒ 補助対象（往路） 起点：県外の居住地 終点：実家

例2 9月 1日 県外の居住地 → 実家 → 実施校

⇒ 補助対象（往路） 起点：県外の居住地 終点：実施校

※ 原則として、学校インターンシップ開始の日の1週間前に当たる日から終了の日の1週間後に当たる日までの移動に係る交通費を対象とする。ただし、開始前に実施校にて事前打合せがある場合は、その1週間前に当たる日からを対象とする。

※ 鉄道に関しては、グリーン料金、グランクラス料金を除く額を対象とする。

※ 学校インターンシップ参加のために宿泊施設に宿泊する場合も補助の対象になるが、宿泊費は最大6泊分とし、補助限度額は交通費と宿泊費を合わせて別表2に示すとおりとする。

※ 学校インターンシップ期間中における県内の宿泊地から実施校への交通費は対象外とする。

※ 交通費、宿泊費とも、紛失や路線バスの証明の出ない現金支払い等の支払いをしたことを証明するものがない部分については、補助の対象外とする。

※ 国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金等の交付を別途受けている場合は、補助対象外とする。